

○総務省告示第三百七十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第二十九項及び第四十九条の二十三の二第五号の規定に基づき、同条に規定する携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十四年十月三十日

総務大臣 樽床 伸二

一 送信装置

1 等価等方輻射電力は、一七・八デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下同じ。）以下であること。

2 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次のとおりとする。

(一) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル以下の無線設備の等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯		等価等方輻射電力	
一、〇〇〇MHz以下		任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）八七デシベル以下	
一、〇〇〇MHzを超え一、五二五MHz以下		任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）七七	

一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における平均電力が(一)九七デシベル以下
一、五五九MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一MHz幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下
一、六一〇MHzを超え一二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が(一)七〇デシベル以下

(二) 最大等価等方輻射電力が一五デシベルを超える無線設備の等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	等価等方輻射電力
二三〇MHz以下	任意の一二〇kHz幅における尖頭電力が(一)八四・八デシベル以下
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一二〇kHz幅における尖頭電力が(一)七七・八デシベル以下
一、〇〇〇MHzを超え一、五一八MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が(一)七十二デシベル以下

<p>一、五一八MHzを超え一、五二五MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅における平均電力が(一)七二デシベル以下</p>
<p>一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下</p>	<p>任意の三kHz幅における平均電力が(一)一〇三デシベル以下</p>
<p>一、五五九MHzを超え一、六〇五MHz以下</p>	<p>任意の一MHz幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下</p>
<p>一、六〇五MHzを超え一、六一〇MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下</p> $-80 + 8/5 (f - 1605) \text{ デシベル}$ <p>fは、MHzを単位とする周波数とする。</p>
<p>一、六一〇MHzを超え一、六二五・八MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅における平均電力が(一)七二デシベル以下</p>
<p>一、六二五・八MHzを超え一、六六一・二MHz以下</p>	<p>任意の三kHz幅における平均電力が(一)六三デシベル以下</p>
<p>一、六六一・二MHzを超え一、七〇四・五MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅における平均電力が(一)七十二デシベル以下</p>

一、七〇四・五MHzを超え一〇・七GHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が(一)七二デシベル以下
一〇・七GHzを超え二一・二GHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が(一)六六デシベル以下
二一・二GHzを超え四〇GHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が(一)六〇デシベル以下

二 受信装置

副次的に発する電波等の限度は、前項第二号に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。

○総務省告示第三百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百五十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用するところが不合理な無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

総務大臣 樽床 伸二

「広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局」の下に「、設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局」を加える。

○総務省告示第三百七十七号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

総務大臣 樽床 伸二

別表第二十三号の表中

設備規則第49条の23第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	LEO
---------------------------------	-----

を

設備規則第49条の23第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	LEO
設備規則第49条の23の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	GE02

に

改める。

○総務省告示第三百七十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

総務大臣 樽床 伸二

第一項を次のように改める。

一 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。

- 1 施行規則第十五条の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三第二号の技術基準
- 2 施行規則第十五条の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の二の技術基準
- 3 施行規則第十五条の三第五号(12)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第七項の技術基準
- 4 施行規則第十五条の三第五号(13)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第八項の技術基準

（表示）



○総務省告示第三百七十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第二十四条第二十八項及び第四十九条の二十四第七項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月三十日

総務大臣 樽床 伸二

第七を次のように改める。

第七 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備

一 一般的条件

第一の一の条件に適合すること。

二 送信装置

1 主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）五〇パーセントから（十）五〇パーセントまでの範囲とする。

区 別	等 価 等 方 輻 射 電 力
-----	-----------------

空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの	四デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）までの範囲
空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの	五・一デシベルから二二デシベルまでの範囲
主として船舶に設置されるもの	五・一デシベルから二〇デシベルまでの範囲
主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの	五・一デシベルから二〇デシベルまでの範囲

2 主として航空機に搭載される無線設備

ア 等価等方輻射電力

等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。

区 別	等 価 等 方 輻 射 電 力
低利得空中線（絶対利得が六デシベル未満の空中線）	一・四デシベルから一一・四デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同

<p>中利得空中線（絶対利得が六デシベル以上一二デシベル未満の空中線）</p>	<p>じ。）までの範囲。許容偏差は、（一）一・五デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲</p> <p>五デシベルから一五・一デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）二デシベルから（十）三・五デシベルまでの範囲</p>
<p>高利得空中線（絶対利得が一ニデシベル以上の空中線）</p>	<p>一〇デシベルから二〇デシベルまでの範囲。許容偏差は、（一）三・五デシベルから（十）二デシベルまでの範囲</p>

イ 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(一) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下の場合

周波数帯	等価等方輻射電力
二三〇MHz以下	<p>任意の一二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）八四・八デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）以下</p>
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	<p>任意の一二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一）</p>

(二) 最大等価等方輻射電力が一五デシベル（二ワットを〇デシベルとする。）を超える場合

周波数帯	等価等方輻射電力
<p>一、〇〇〇MHzを超え一、五二五MHz以下</p>	<p>（七七・八デシベル以下</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一七七デシベル以下</p>
<p>一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一九七デシベル以下</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一七七デシベル以下</p>
<p>一、五五九MHzを超え一二・七五GHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一七七デシベル以下</p>
<p>二二〇MHz以下</p>	<p>任意の一二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一八四・八デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この欄において同じ。）以下</p>
<p>二二〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下</p>	<p>任意の一二〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一七七・八デシベル以下</p>
<p>一、〇〇〇MHzを超え一、五二五MHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における尖頭電力が（一七二デシベル以下</p>

<p>一、五二五 MHz を超え一、五五九 MHz 以下</p>	<p>任意の三 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一〇三デシベル以下</p>
<p>一、五五九 MHz を超え一、六〇五 MHz 以下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 七七デシベル以下</p>
<p>一、六〇五 MHz を超え一、六一〇 MHz 以下</p>	<p>任意の一 MHz の帯域幅における尖頭電力が次の式により求められる値以下</p> $-70 + 8/5 (f - 1605) \text{ デシベル}$ <p>f は、MHz を単位とする周波数とする。</p>
<p>一、六一〇 MHz を超え一、六二六・五 MHz 以下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 七二デシベル以下</p>
<p>一、六二六・五 MHz を超え一、六六二・五 MHz 以下</p>	<p>任意の三 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 六三デシベル以下</p>
<p>一、六六二・五 MHz を超え一〇・七 GHz 以下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 七二デシベル以下</p>
<p>一〇・七 GHz を超え一二・七五 GHz 以下</p>	<p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅における尖頭電力が (一) 七六デシベル以下</p>

### 三 受信装置

副次的に発する電波等の限度は、最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下の場合には二の二のイの（一）に規定する等価等方輻射電力の値を、最大等価等方輻射電力が一五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超える場合は二の二のイの（二）に規定する等価等方輻射電力の値を、それぞれ超えないものであること。